

日本赤十字社神奈川県支部 災害見舞金等支給制度のご案内

日本赤十字社神奈川県支部では、火災、風水害、地震等の災害により焼失・損壊の被害を受けた住家の居住者と、火災の消火活動により水損の被害を受けた住家の居住者に対し、援護物資及び死亡弔慰金又は各種見舞金を支給しています。

● 援護物資および見舞金等の交付対象

	半 燃 · 半 壊 未 満	半 燃 · 半 壊 以 上	消 火 水 損	床 上 浸 水
援 護 物 資		○	○	
災 害 見 舞 金		○	○	
重 傷 見 舞 金	○	○	○	
死 亡 弔 慰 金	○	○	○	
床 上 浸 水 見 舞 金				○

- ◆死亡弔慰金は原則として、被災時から24時間以内に死亡した者とします。
- ◆重傷見舞金は医師が2週間以上の入院治療が必要と認めたものとします。
- ◆被害の程度は、火災・消火損害については消防署、自然災害については固定資産税課等、重傷見舞金については医師の判断に基づきます。
- ◆住家以外はすべて対象外です。

●災害被災者援護基準(額)

援護基準(額)	
援護物資	被災住家の居住者1名につき1セット
災害見舞金	被災者世帯1世帯につき10,000円
重傷見舞金	重傷者1名につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1名につき20,000円
床上浸水見舞金	被災世帯1世帯につき5,000円

●お手続き

平塚市役所福祉総務課(130番窓口)にて、お手続きが必要になります。
その際は、火災・消火損害は消防署、自然災害は固定資産税課より発行された「り災証明書」を持ってお越しください。
なお、郵送でも受付をしておりますので希望される方は下記問い合わせ先までお電話ください。

●申請時必要書類等

- (1)り災証明書
- (2)印鑑
- (3)金融機関の通帳(お振込にて受取を希望する方のみ)
- (4)本人確認証(運転免許証、保険証、個人番号カード等)
- (5)死亡弔慰金を申請する場合は、災害による死亡であることが確認できる書類
- (6)重症見舞金を申請する場合は、医師の診断書

●問い合わせ先

〒254-8686 平塚市浅間町9-1 本館1階
日本赤十字社神奈川県支部平塚市地区
(平塚市役所福祉部福祉総務課福祉総務担当 130番窓口)
TEL0463-23-1111 内線2217